

関市空き家情報バンク実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市における空き家の有効活用を通して、本市への定住促進及び地域の活性化を図るために実施する空き家情報バンクについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住する者がいない市内に存在する一戸建ての建物をいう。
- (2) 所有者 空き家及び当該空き家の敷地に係る所有権があり、空き家の売買又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (3) 空き家情報バンク 市がこの告示の定めるところにより、空き家の売買又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家の情報を登録し、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 空き家登録 空き家情報バンクによる空き家に関する情報の登録をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録を受けることができる者)

第4条 空き家登録を受けることができる者は、所有者に限るものとする。

(登録期間)

第5条 空き家登録の期間は、当該登録をした日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の申込み等)

第6条 空き家登録を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は、関市空き家情報バンク登録申込書兼誓約書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 関市空き家情報バンク登録カード（別記様式第2号）
- (2) 空き家情報の公開に関する承諾書（別記様式第3号）
- (3) 空き家登録を希望する空き家及びその敷地に係る登記簿謄本（当該空き家が未登記の場合には、固定資産税評価証明書その他の書類で所有者

を明らかにするもの)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該空き家について空き家登録をし、関市空き家情報バンク登録完了通知書（別記様式第4号）により申込者に通知する。この場合において、市長は、空き家登録をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第2項の規定により空き家登録の完了の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、申込みの内容に変更があったときは、直ちに関市空き家情報バンク登録変更届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けて、空き家登録をした情報（以下「登録空き家情報」という。）を変更したときは、関市空き家情報バンク登録変更完了通知書（別記様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 空き家登録者は、成約その他の事情により登録空き家情報を抹消しようとするときは、関市空き家情報バンク登録抹消届出書（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録空き家情報を抹消するとともに、関市空き家情報バンク登録抹消通知書（別記様式第8号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 所有者でなくなったとき。

(3) 第5条に規定する登録期間を経過したとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(登録空き家情報の公開)

第9条 市長は、次に掲げる登録空き家情報を、市のホームページに掲載する方法並びに市民協働課、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所及び上之保事務所に台帳を設置し公衆の閲覧に供する方法により公開するものとする。

(1) 登録番号

(2) 賃貸又は売買の区分

(3) 物件の所在地（字まで）

(4) 希望価格

- (5) 物件の概要
 - (6) 利用状況
 - (7) 設備状況
 - (8) 主要施設等への距離
 - (9) 位置図及び間取り図
 - (10) 写真
- (利用の申込み等)

第10条 空き家登録者に関する情報及び空き家の所在地番の情報の提供を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、関市空き家情報バンク利用申込書（別記様式第9号）及び関市空き家情報バンク利用に関する誓約書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容及び利用希望者が次の各号に掲げる要件を満たしているかどうかを審査し、同項に規定する情報の提供をするかどうかを決定し、関市空き家情報バンク情報提供（不提供）決定通知書（別記様式第11号）により利用希望者に通知する。

(1) 空き家の購入又は賃貸を希望する者で、空き家に定住し、又は定期的に滞在する予定のものであること。

(2) 空き家の存する地域の住民と融和できると思われる者であること。

3 市長は、前項の規定により情報の提供をすることを決定したときは、速やかに、当該決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に当該情報の提供をし、当該空き家の空き家登録者に第1項の規定による申し込みがあった旨及び利用者の連絡先を伝えるものとする。

(売買契約等)

第11条 空き家登録者と利用者との空き家に関する売買契約及び賃貸借契約並びに交渉については、当事者間で行うものとし、市は、直接これに関知しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家登録者及び利用者は、空き家情報バンクにより取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次の事項を守らなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために収集及び利用しないこと。

(2) 個人情報を漏えいすることのないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報を市長の承諾なくして複製してはならないこと。

(4) 個人情報は、用務が終了したときは、直ちに返却、廃棄、消去その他適正な措置を講じなければならないこと。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。